



~むずかしい相続税を **簡単** にわかってもらうためのレポート~

相続対策失敗事例集 ~あなたは大丈夫?~

要点

- 配当所得と損益通算について
- 代償分割について
- 相続税基礎講座「嫡出子と非嫡出子」とは
- 相続対策失敗事例集・・・

その考え方がおかしいのでは？

私たちは、毎月、相続に興味のある方を対象に、**相伝** というレポートを出しています。

このレポートを読んでいただきたい方

- 過去に相続を経験し、次回の相続もつつがなく終りたいと思われている方
- 先祖代々の財産を守りたいと思われる方
- 争続争いをしたくない方
- 貸家経営をされている方
- 自営業をされている方で、自分の会社の株式について対策を行いたい方
- 不動産管理会社を持たれている方

この経済状況下、**今**しかできないことがあります。

この数年が**チャンス**です。

今こそ、実行できる対策を**実行**しましょう。

1. 配当所得と損益通算について

< 損益通算の特例 >

平成 21 年 1 月 1 日より、上場株式等を売却したときの損失（譲渡損失）と上場株式等の配当所得との間で、プラスとマイナスを損益通算ができるようになりました。通算するためには、申告分離課税を選択して確定申告することが必要です。昨年度までは損益通算はできませんでした。

損益通算とは・・・譲渡所得のマイナス金額で配当所得のプラス金額を差し引きできることを言います。

上場株式とは・・・証券取引所に上場されている株式等や公募株式等証券投資信託などを言います。（証券の種類は他にもあります）

配当所得とは・・・配当所得は、より厳密には、下記のものが含まれます。

- 1．株主や出資者が法人から受ける配当
- 2．公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託以外の投資信託の収益の分配
- 3．特定目的信託の収益の分配

配当については、上場株式の場合は、通常 10%（所得税 7% + 地方税 3%）、非上場株式の場合は、20%（所得税 20% + 住民税なし）の源泉徴収が行われ、（配当所得 - 源泉徴収税額）の金額が個人に支払われます。

ご参考までに、2010 年分以降は、源泉徴収ありの特定口座に上場株式の配当を受け入れると、その口座内で上場株式の譲渡損失と損益通算した上で源泉徴収され、確定申告不要制度の適用が受けられます。

証券会社のシステム開発などの準備が整った段階で、早ければ 2010 年 1 月から適用される予定です。

< 損益通算の事例 >

例えば、平成 21 年中に上場企業の A 社から受け取った配当金が 50 万円ありました。利益ができれば企業からは株主に配当金が支払われ、この配当所得には 10%の税金がかかります。この配当による税額は 5 万円（50 万円×10%）となります。昨年度までは、この 5 万円の税金は必ず課税され少なくなることはありませんでした。

しかし、平成 21 年度からは、上場株式の譲渡損失と配当所得は特典を受けられます。

これを難しい言葉で言いますと、上場株式等譲渡損失と配当所得は損益通算ができます。

結論としましては、

配当所得 50 万円 - 譲渡損失 100 万円 = 0 (- 50 万円) となり、
源泉徴収されていた 5 万円の税金が還付されることとなります。

また、譲渡損失のうち損益通算後に残った 50 万円を、翌年以後 3 年間にわたり、各年分の申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得の金額から控除することができます。

この特典を利用する場合は、納税者の方は以下の手続きを行ってください。

ステップ 1 配当金や分配金の課税方法は申告分離課税を選択する。
(総合課税を選択すると損益通算できません。)

ステップ 2 上場株式等の売却の有無を確認する。(証券会社にご確認ください)
譲渡損失があれば配当所得との損益通算を検討する。

ステップ 3 翌年の 3 月 15 日までに確定申告をする。
(申告の際は、会計事務所もしくは税務署にご相談ください。)

2. 代償分割について

相続で財産の分割(皆で財産を分けること)をする場合、財産の種類や構成によっては、分割が難しいケースがあります。

例えば、財産は土地が一つだけで、3 人の相続人がいる場合などです。
こんな時に利用できるのが代償分割と言われる手法です。



代償分割とは

相続人間で相続財産を分割する代わりに、ある相続人がその財産を相続し、他の相続人にはその財産の代わりに現金を支払うというやり方を言います。

例えば、冒頭の事例で考えてみましょう。

相続人 A B C の 3 人に対し、財産は小さな土地が一筆のみ。売却すれば現金で分けられるものの、A だけが相続すれば B C は不満です。

そこで、土地は A が相続するものの、その代わりに A が自身の預金を取り崩し、B C に相応分を支払います。これが代償分割です。

遺産分割協議書にAだけの相続を記載し、その後BCに資金を渡せば贈与税の対象です。しかし、代償分割を遺産分割協議書に記載した上で実行すれば、贈与税の課税もありません。

因みに、実際に代償分割をする場合には、遺産分割協議書には、「相続人Aは、上記遺産を取得する代償として、相続人B及びCに対して、それぞれ、金 万円を支払う」という記載をすることになります。

代償金を支払う側への配慮

代償金を貰う側は、受け取った代償金の中から相続税を納めればいいので特に負担はありませんが、代償金を支払う側には、重い負担がかかる可能性があります。なぜなら、代償分割は土地や自社株などの売却できない事情がある財産について利用されるケースが少なくなく、その場合、代償金を支払う側は代償金と自分の相続税について、自らの収入ですべてまかなわなくてはならない可能性があるからです。

代償分割で代償金を貰う側は、支払う側の重い経済的負担を理解する必要があるでしょう。金融機関からの借入や分割払いなど、将来の収入から代償金を支払う場合の支払原資は、収入から税金などが引かれた後の残ったお金になるという理解です。従って、相続分に相当する金銭を相続人に要求する際には、相続財産を要求するのとは違って、税金などを引いた額を目安に折り合いをつけるなどの配慮をされることをお勧めします。

保険金の相続は要注意

代償分割は、あくまでも「相続財産」を分割する手法なので、「相続財産」ではない()被相続人(亡くなった人)を被保険者(保険の対象者)にする生命保険などの保険金は対象外となります。

したがって、相続した保険金の中から代償分割を行なうことは、贈与となってしまう可能性があるので注意が必要です。

()相続税の計算の中では、生命保険の保険金は本来の相続財産ではない、「みなし相続財産」という取扱いがされています。

代償分割を効果的に使って、円滑な相続を行ないたいものですね。

3.相続税基礎講座 「嫡出子と非嫡出子」とは

以前、相続人になる人はどういう人が、についてご説明しました。今回は、その相続人について、また少し深堀していきたいと思います。相続人は、大きく配偶者相続人と血族相続人とで区別されます。



＜^{ちゃくしゅつし}嫡出子と^{ひちゃくしゅつし}非嫡出子＞

血族相続人のうち、一番目（第一順位）に相続人になるのは子ですが、子は更に正式な婚姻関係にある男女間に生まれた子 **嫡出子** と正式な婚姻関係にない男女間に生まれた子 **非嫡出子** に区分されます。

嫡出子は、問題なく相続人になりますが、**非嫡出子の場合は、父親（被相続人）が認知した場合にのみ**、法律上の血族関係が成立し、相続人になることができます。

なので、父親が認知していない場合には、相続人になる事はできません。

しかし、**被相続人が母親であった場合は、血縁関係が確実であるので、認知がなくても法律上の血族関係が認められます。**

被相続人が父親であるか母親であるかで、非嫡子が相続人になれるかどうかが区別されるという事になります。

＜胎児の扱い＞

では、生まれていない胎児の場合にはどうなるのでしょうか？

胎児が相続人になるかどうかは、「申告書を提出する時」に関係してきます。

例えば、父親が亡くなり、その妻が妊娠中であったとします。そうすると以下の通りに分かります。

**「申告書を提出する時」までに胎児が出生したら、相続人として取り扱います。
出生しなかったら、胎児は相続人にはなりません。**

申告書の提出期限は、10ヶ月間なので、胎児となる期間も10ヶ月間とすれば、提出日までには、はっきりと出生、未出生が判明するというわけです。

＜連れ子及び離婚している場合の子の扱い＞

次に配偶者の連れ子はどうなるか？

連れ子は被相続人と血縁関係がないので、相続人にはなりません。

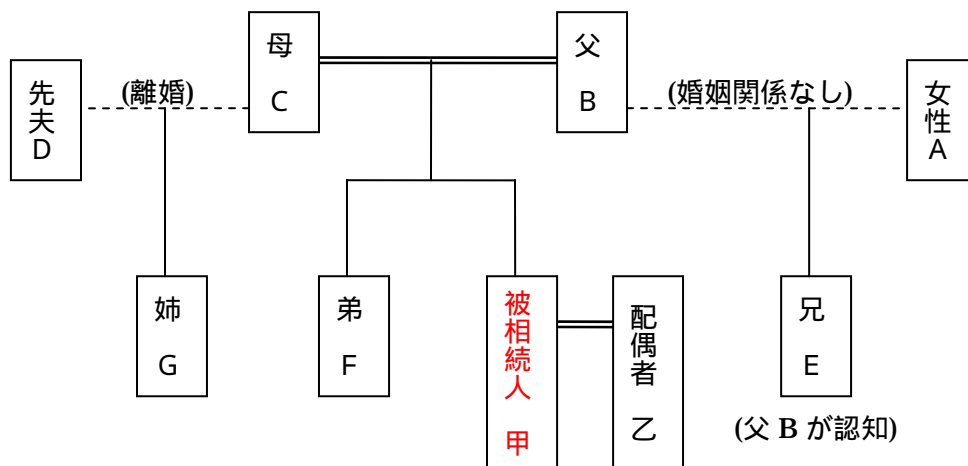
しかし、父母が離婚している場合の子は、父、母が元々は婚姻関係にあり、嫡出子（つまり実子）となるので、父、母それぞれの相続人になります。

＜半血兄弟姉妹の取り扱い＞

半血兄弟姉妹とは、被相続人と父母を同じくする兄弟姉妹（全血兄弟姉妹）に対して、父または母のどちらか一方を同じくする場合の兄弟姉妹を言います。

（例）以下のような家系図があるとします。

女性 A、父 B、母 C 及び先夫 D は、被相続人甲の相続開始以前に死亡しており、父 B が、兄 E を出生と同時に認知している場合、半血兄弟姉妹は誰で、相続人は誰になるのでしょうか？



答えは、
 相続人が、配偶者乙、兄 E、姉 G、弟 F の 4 人。
 そのうち兄 E と姉 G が半血兄弟姉妹という事になります。

今回は、相続人でもいろんなパターンの相続人の例を挙げてみました。
 近年、若い人だけでなく熟年離婚もめずらしくない社会。
 相続人は誰になり、血のつながりがどうなっているか、という事を頭の中に入れておきましょう。

4. 相続対策失敗事例集 … その考え方がおかしいのでは？

今回、地主さんには、少し頭の痛い話を書きます。すべての地主さんがそうというわけではありません。しかし、私が、相続税対策というビジネスを始めてもう 10 数年。今まで私が経験したことで、「地主さん、ここがおかしいよ。」と思うことを書きます。
 (耳障りなこともあるかと思いますが、どうかお許してください。)

先日、あるお客様がお見えになり、以下のような内容のご相談を受けました。

「相続税を減らすには、借金が必要です。アパート建築で借金を増やしましょう。借金はなるべく多い方が、相続税は減るはずなので、高い建物がいいでしょう。と言われ、高いアパートを建てました。ところが、空き室が多くなり、借金が返せなくなりました。そしたら、銀行が競売を迫ってきました。どうしたらいいでしょう？」

「借金をしたら、大変だとわかりませんでしたか？」

「とても親切な不動産屋さんだったので・・・。」

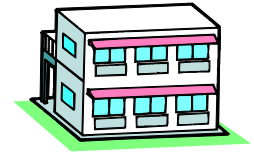
「そうですか？では、それで、いくらぐらい相続税が減ったかご存じでしたか？」



「そこまでは??？」

こうやって書くと、「そんなばかな?」と思われそうですが、よくあるケースなのです。
このようなご相談は、もう何回目でしょう?
その場面場面では、正しいか正しくないか?判断ができないのです。
なぜなら、1つ1つの言葉は間違いがないからです。

借金を増やすこと = 相続税が下がること



これは正解です。
ではどこが、間違いなのでしょう?

私は、この仕事をしていて、以下の3つの間違いがあると思います。

「目的」と「手段」のはき違い

地主さんにとって、アパート建築は「手段」です。それは「目的」ではありません。
では、「目的」は何かというと、「相続税の減少」です。
建築や物件購入は、あくまで手段であるということを、十二分に理解しておくことが必要です。
しかし、不動産屋さんは逆です。
「目的」は、建築や物件売却。「手段」は、地主さんの相続税対策なのです。
これは至極当たり前のことであり、決して不動産屋さんが悪いわけではないのです。
地主さんにとっての「目的」がはたされるのかどうかを、地主さん自身が、考えて発注をしなければならないのです。
しかし、不動産屋さんと話をしていると、いつの間にか、手段が目的になってしまいます。

「不動産」としての有効活用と「財産」としての有効活用のはき違い

上記 の考え方と重複するのですが、以下のような考え方をすることも必要です。

不動産として有効活用 = ものである不動産そのものをみる。
つまり、そこでの容積率や用途地域、そして最も重要な近隣のニーズです。

財産として有効活用 = 不動産を所有している人をみる。
すなわち、家族構成や全体財産や相続税、その土地への思い入れなど。

地主さんが期待しているのは、「財産」としての有効活用なのです。
それを、地主さん自身が忘れてしまうことに問題があります。

地主さんの経済観念のはき違い

多くの地主さんの経済観念です。10万円程度のお金には、非常に細かいのですが、数億円の話になると、おおらかになります。もう少し、書かせていただければ、専門家への支払いは値切りますが、数億円規模の話になると、細かくなります。私は、そのことは、大きな問題であると認識しています。数億円の投資をしようというときには、徹底的に専門家に相談すべきです。それをしないばかりに、上記のような相談が増えることになるのです。

結果、

「相続税を減少させようとしたら、財産が減少していた。」

これは、とり返しがつかないのです。

だから、自分自身で判断しないで、専門家の意見を聞き、そこにある危険性(リスク)は何か?ということを再認識して、いろいろな対策の最終決定をすることです。

上記の質問の最初の私の答えは、

「だんなさん、営業マンも悪いかもしれませんが、無防備なあなたが、一番悪いのではないですか?」

地主さんの多くは、

「先祖代々の土地を守らなければ。」という思いをもたれています。

その思いを達成するための知恵をつけるべきではと、強く感じます。

編集後記

相続対策失敗事例の話は、土地をお持ちの皆様ご自身にも、なかなかリアルな内容だったのではないのでしょうか? 私たちは、皆様が目的を見失わずに冷静な判断をし、適切な相続対策ができるように、専門家としてお手伝いをさせていただきたいと思っています。お悩みや迷われていることがありましたら、ぜひ一度ご相談ください。

～UCFイチオシ情報～

相続ミニ勉強会 「登記の基礎」

事例に基づくワンポイントアドバイス! 講師 司法書士 浅井正勝氏

<http://www.uesaka.ne.jp/seminar/post-12.html>

日時 平成21年11月16日(月) 18:30~20:00

場所 上坂経営センター 2F 福井市江守中2-1312

参加費 一般の方2,000円(MB倶楽部会員様 無料)

定員 12名(定員になり次第締め切らせていただきます)

お申込みは、電話 0776-33-0366 またはメール soden@uesaka.ne.jp (石田まで)

このレポートは、税法上の条文などを簡易に解釈し書いています。従って、読者の行動までも責任をもつものではありません。何か対策等のアクションをおこす際は、必ず、専門家(税理士・公認会計士等)にご相談の上で、実行していただきますようお願いいたします。